

札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）新旧対照表（第4条関係）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p><u>第九章 雑則（第百八三条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第12章まで（略）</p> <p>第13章 雑則（第243条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3（新設）</u></p> <p><u>4（新設）</u></p> <p>3（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第12章まで（現行のとおり）</p> <p>第13章 雑則（第243条・<u>第244条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>第7条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合</p>	<p>規定整備</p> <p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>

<p>て、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	
<p>一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第六条第四項第一号及び第百三十一条第十二項</u>において同じ。）</p>	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）</p>	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第48条第4項第1号</u>において同じ。）</p>	規定整備
<p>二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第六条第四項第二号</u>において同じ。）</p>	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p>	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第48条第4項第2号</u>において同じ。）</p>	
<p>三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。<u>第六条第四項第三号</u>において同じ。）</p>	<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準省令第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p>	<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準省令第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第48条第4項第3号</u>において同じ。）</p>	
<p>四～十二 （略）</p>	<p>(4)から(12)まで （略）</p>	<p>(4)から(12)まで （現行のとおり）</p>	
<p>6～12 （略） （運営規程）</p>	<p>6から12まで （略） （運営規程）</p>	<p>6から12まで （現行のとおり） （運営規程）</p>	
<p>第三条の二十九 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	
<p>一～七 （略）</p>	<p>(1)から(7)まで （略）</p>	<p>(1)から(7)まで （現行のとおり）</p>	
<p>八 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p>	参酌（基準省令第
<p>九 （略） （勤務体制の確保等）</p>	<p><u>(8)</u> （略） （勤務体制の確保等）</p>	<p><u>(9)</u> （現行のとおり） （勤務体制の確保等）</p>	1条第8号)
<p>第三条の三十 （略）</p>	<p>第33条 （略）</p>	<p>第33条 （現行のとおり）</p>	
<p>2～4 （略）</p>	<p>2から4まで （略）</p>	<p>2から4まで （現行のとおり）</p>	

<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>同上</p> <p>従う(基準省令第</p>
<p>第三条の三十の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1条第6号)</p>
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>		<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>	<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>	
<p>第三条の三十一 (略)</p>	<p>第34条 (略)</p>	<p>第34条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該</p>	<p>(新設)</p>	<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該</p>	<p>同上</p>

<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>		<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</p>		<p>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>		<p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	
<p>三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		<p>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	
<p>(揭示)</p>	<p>(揭示)</p>	<p>(揭示)</p>	
<p>第三条の三十二 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p>	<p>第35条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これを用いても関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これを用いても関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p> <p>同上</p>
<p>第三条の三十七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供</p>	<p>第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっ</p>	<p>第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっ</p>	

に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第三十四條第一項及び第六十八條において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)  
(虐待の防止)

第三條の三十八の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知

ては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2から4まで (略)  
(新設)

ては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60條の17第1項、第88條及び第224條において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2から4まで (現行のとおり)  
(虐待の防止)

第41條の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知

従う（基準省令第1條第6号）

<p><u>徹底を図ること。</u></p> <p>二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>		<p><u>徹底を図ること。</u></p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
	<p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p> <p>記録の保存期間に係る改正</p>
<p>第六条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」とい</p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに置くべき従業者(第4節において「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数</p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに置くべき従業者(第4節において「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>

<p>う。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p>	<p>は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p>	<p>は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p>
<p>一 オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として一以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として一以上確保されるために必要な数以上</p>	<p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1人以上確保し、かつ、利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保するために必要な数以上</p>	<p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1人以上確保し、かつ、利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保するために必要な数以上</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>
<p>三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上</p>	<p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を1人以上確保するために必要な数以上</p>	<p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を1人以上確保するために必要な数以上</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>
<p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>3 オペレーターは、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>
<p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定</p>

にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして 充てることができる。	
一 指定短期入所生活介護事業所	
二 指定短期入所療養介護事業所	
三 指定特定施設	
四 指定小規模多機能型居宅介護事業所	
五 指定認知症対応型共同生活介護事業所	
六 指定地域密着型特定施設	
七 指定地域密着型介護老人福祉施設	
八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	
九 指定介護老人福祉施設	
十 介護老人保健施設	
十一 指定介護療養型医療施設	
十二 介護医療院	
5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随 時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応 型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内に ある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	4 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、利用者の処 遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所 の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護 事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の職務に従事することができる。
6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペ レーションセンターサービスの提供に支障がない場合 は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペ レーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	(新設)
7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介 護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支	(新設)

にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして 充てることができる。	
(1) 指定短期入所生活介護事業所	
(2) 指定短期入所療養介護事業所	
(3) 指定特定施設	
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所	
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	
(6) 指定地域密着型特定施設	
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設	
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	
(9) 指定介護老人福祉施設	
(10) 介護老人保健施設	
(11) 指定介護療養型医療施設	
(12) 介護医療院	
5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随 時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応 型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内に ある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随 時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応 型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内に ある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペ レーションセンターサービスの提供に支障がない場合 は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペ レーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペ レーションセンターサービスの提供に支障がない場合 は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペ レーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介 護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支	7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介 護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支

<p><u>障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p>		<p><u>障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p>	
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	
<p>第十四条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	
<p>一～七 (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p>	
<p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>
<p><u>九 (略)</u></p>	<p><u>(8) (略)</u></p>	<p><u>(9) (現行のとおり)</u></p>	
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	
<p>第十五条 (略)</p>	<p>第57条 (略)</p>	<p>第57条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p>	<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u></p>	<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p>	<p>同上</p>

<p>3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業及び指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p>	<p>3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>
<p>第十六条 (略)</p>	<p>第58条 (略)</p>	<p>第58条 (現行のとおり)</p>
<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない</p>

同上

<p><u>ない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(準用)</p>	<p><u>ない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p> <p>記録の保存期間に係る改正</p> <p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>
<p>第十八条 第三条の七から第三条の二十まで、<u>第三条の二十五、第三条の二十六、<u>第三条の三十の二</u>から第三条の三十六まで及び第三条の三十八から第三条の三十九までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三条の七第一項、第三条の十七、<u>第三条の三十の二第二項、第三条の三十一第一項並びに第三項第一号及び第三号、<u>第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号</u></u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三条の十二中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセン</u></u></p>	<p>第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、<u>第34条</u>から第39条まで、<u>第41条及び第42条</u>の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、<u>第33条の2</u>から第39条まで及び<u>第41条から第42条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u></p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>

<p>ターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第三条の二十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	
<p>第二十九条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～九 (略)</p> <p><u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十一</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(10)虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(11)</u> (現行のとおり)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>同上</p>
<p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第60条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第60条の13 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動</p>	

<p>であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>	
<p>第三十二条 (略)</p>	<p>第60条の15 (略)</p>	<p>第60条の15 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓</p>	<p>同上</p>
<p>練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連</p>		<p>練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努</p>	
<p>携に努めなければならない。</p>		<p>めなければならない。</p>	
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>	
<p>第三十三条 (略)</p>	<p>第60条の16 (略)</p>	<p>第60条の16 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着</p>	<p>従う(基準省令第</p>
<p>型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延</p>	<p>型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延</p>	<p>型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延</p>	<p>1条第6号)</p>
<p>しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければな</p>	<p>しないように必要な措置を講ずよう努めなければなら</p>	<p>しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>らない。</p>	<p>ない。</p>		
<p>一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症</p>		<p>(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症</p>	
<p>の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員</p>		<p>の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員</p>	
<p>会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも</p>		<p>会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも</p>	
<p>のとする。)をおおむね六月に一回以上開催するととも</p>		<p>のとする。)をおおむね6月に1回以上開催するととも</p>	
<p>に、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周</p>		<p>に、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周</p>	
<p>知徹底を図ること。</p>		<p>知徹底を図ること。</p>	
<p>二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症</p>		<p>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症</p>	
<p>の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ</p>		<p>の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ</p>	
<p>と。</p>		<p>と。</p>	
<p>三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域</p>		<p>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域</p>	
<p>密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん</p>		<p>密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん</p>	
<p>延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するこ</p>		<p>延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するこ</p>	
<p>と。</p>		<p>と。</p>	

<p>(地域との連携等)</p> <p>第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (現行のとおり)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p>(7) 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p> <p>※市独自基準</p> <p>記録の保存期間</p>

<p>(準用)</p>	<p>じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号に掲げる記録</u> <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前項第7号に掲げる記録</u> <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p>	<p>じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号、第2号及び第7号に掲げる記録</u> <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(準用)</p>	<p>に係る改正</p>
<p>第三十七条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、<u>第三条の二十六、第三条の三十の二</u>、第三条の三十二から第三条の三十六まで、<u>第三条の三十八の二</u>、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「<u>第三条の二十九に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第二十九条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(準用)</p>	<p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(準用)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、<u>第三条の二十六、第三条の三十の二</u>、第三条の三十二から第三条の三十六まで、<u>第三条の三十八の二</u>、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二條第四項並びに前節(第三十七条を除く。)の規定は、共</p>	<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び第60条の6から第60条の19までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び第60条の6から第60条の19までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替</p>	<p>同上</p>

生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二條第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六條第四号、第二十七條第五項、第三十條第三項及び第四項並びに第三十三條第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六條第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

（運営規程）

えは、規則で定める。

（運営規程）

<p>第四十条の十二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 （略）</p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p>	<p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p>	<p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで （現行のとおり）</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(10)</u> （現行のとおり）</p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>
<p>第四十条の十四 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（記録の整備）</p>	<p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>（記録の整備）</p>	<p>同上</p>
	<p>第60条の37 （略）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4)から(7)まで （略）</p> <p>(8) 療養通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	<p>第60条の37 （現行のとおり）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4)から(7)まで （現行のとおり）</p> <p>(8) 療養通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p> <p>※市独自基準</p>

<p>(準用)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に  (1) 前項第1号及び第3号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u>  (2) (略)  (3) 前項第8号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u>  (準用)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に  (1) 前項第1号、第3号及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日  (2) (現行のとおり)  (削る。)  (準用)</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p>
<p>第四十条の十六 第三条の八から第三条の十一まで、第三  条の十四から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の  二十、第三条の二十六、<u>第三条の三十の二</u>、第三条の三十  二から第三条の三十六まで、<u>第三条の三十八の二</u>、第三条  の三十九、第二十四条(第三項第二号を除く。)、第二十  五条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定療  養通所介護の事業について準用する。この場合において、  <u>第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに</u>  <u>第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時</u>  <u>対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従</u>  <u>業者」と、第三条の三十二第一項中「運営規程」とあるの</u>  <u>は「第四十条の十二に規定する重要事項に関する規程」</u>  <u>と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項</u>  <u>第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とある</u>  <u>のは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地</u>  <u>域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは</u>  <u>「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」と</u>  <u>あるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあ</u></p>	<p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条ま  で、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第  42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8  及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養  通所介護の事業について準用する。この場合において、必  要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条ま  で、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第  39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第60条の7(第3項第2  号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18  までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用す  る。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定  める。</p>	<p>規定整備</p>

るのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第四十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第四十七条第一項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第八条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている

(従業者の員数)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者を含む。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条、第153条又は第232条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(従業者の員数)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（第67条第1項ただし書において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者を含む。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条、第153条又は第232条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

従う（基準省令第1条第3号）

<p>場合によっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第九十条、第一百条若しくは第一百三十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p>			
<p>2 (略) (利用定員等)</p>	<p>2 (略) (利用定員等)</p>	<p>2 (現行のとおり) (利用定員等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第四十六条 (略)</p>	<p>第66条 (略)</p>	<p>第66条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第六十三条第七項、第九十条第九項及び第七十一条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)</p>	
<p>第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその</p>	<p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務</p>	<p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>

<p>職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p>	<p>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、<u>又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、<u>若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができる。</u></p>	
<p>2 (略) (運営規程)</p>	<p>2 (略) (運営規程)</p>	<p>2 (現行のとおり) (運営規程)</p>	
<p>第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一～九 (略) <u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>十一 (略)</u></p>	<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(9)まで (略) <u>(新設)</u> <u>(10) (略)</u> (記録の整備)</p>	<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(9)まで (現行のとおり) <u>(10)虐待の防止のための措置</u> <u>(11) (現行のとおり)</u> (記録の整備)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>
	<p>第80条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 認知症対応型通所介護計画 (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで (略) (7) 認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制及び実績</p>	<p>第80条 (現行のとおり) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 認知症対応型通所介護計画 (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで (現行のとおり) (7) 認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制及び実績</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号) ※市独自基準</p>

<p>(準用)</p>	<p>に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第7号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p>	<p>に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第2号及び第7号</u>に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(準用)</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p>
<p>第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、<u>第三条の三十の二</u>、第三条の三十二から第三条の三十六まで、<u>第三条の三十八の二</u>、第三条の三十九、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応</u></p>	<p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>規定整備</p>

<p>型通所介護について知見を有する者」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十四条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	
---	---	---	--

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、</u> 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7～13 (略)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」とい

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、</u> 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定小規模多機

従う（基準省令第1条第3号）

規定整備

<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>う。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8から13まで (略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8から13まで (現行のとおり)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	
<p>第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>

<p>第八十一条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～九 (略)</p> <p><u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十一</u> (略)</p>	<p>第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 前項第9号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p>	<p>第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(10)虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(11)</u> (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4)から(8)まで (現行のとおり)</p> <p>(9) 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで<u>及び第9号</u>に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(準用)</p>	<p>同上</p> <p>参酌(基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p> <p>記録の保存期間に係る改正</p>
---	---	---	---

<p>第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、<u>第三条の三十の二</u>、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から<u>第三条の三十九</u>まで、第二十八条、第三十条、第三十三条及び第三十四条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「<u>第八十一条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「<u>第四章第四節</u>」と、第三十条第三項及び<u>第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中</u>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「六月」とあるのは「<u>二月</u>」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u></u>、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から<u>第42条まで</u>、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第九十条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活</p>	<p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「認知症対応型共同生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>	

住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第九十三条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の認知症対応型共同生活介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

従う（基準省令第1条第3号）

<p>に置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p>			
<p>2～4 (略)</p>	<p>2から4まで (略)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり)</p>	
<p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、第119条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。</p>	<p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、第119条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。</p>	<p>同上</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6から8まで (略)</p>	<p>6から8まで (現行のとおり)</p>	
<p>9 <u>第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>

<p>10・11 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十一条 (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第232条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 (略)</p>	<p>10 (現行のとおり)</p> <p>11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第232条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上</p> <p><u>支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上</p> <p><u>支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
<p>3 (略)</p> <p>第九十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一以上三以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつ</p>	<p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その入居定員(当該共同生活住居において、同時に指定認知症対応型共同生活介護の提</p>	<p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その入居定員(当該共同生活住居において、同時に指定認知症対応型共同生活介護の提</p>	<p>標準(基準省令第1条第7号)</p>

<p>ては、<u>一又は二</u>)とする。</p>	<p>供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次項及び第125条において同じ。)の総数は、24人以下とする。</p>	<p>供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次項及び第125条において同じ。)の総数は、24人以下<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、18人以下)</u>とする。</p>	
<p>2～7 (略) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第九十七条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>2から8まで (略) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>2から8まで (現行のとおり) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第118条 (現行のとおり)</p> <p>2から6まで (現行のとおり)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>一 <u>外部の者による評価</u></p> <p>二 <u>第百八条において準用する第三十四条第一項に規定する運営推進会議における評価</u> (管理者による管理)</p>	<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(管理者による管理)</p>	<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u> (管理者による管理)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>
<p>第一百条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト</u></p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、他の指定地域密着型サービス、指定介</p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、他の指定地域密着型サービス<u>(サテラ</u></p>	<p>同上</p>

<p>型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>イト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p>	
<p>第百二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>八 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(8) (現行のとおり)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>同上</p>
<p>第百三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第124条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第124条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定</p>	

認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第128条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)から(7)まで (略)
- (8) 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日
- (2) (略)
- (3) 前項第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第128条 (現行のとおり)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)から(7)まで (現行のとおり)
- (8) 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日
- (2) (現行のとおり)
- (削る。)

参酌(基準省令第1条第8号)

※市独自基準

記録の保存期間に係る改正

<p>(準用)</p> <p>第百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、<u>第三条の二十六、第三条の三十の二、</u>第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、<u>第三条の三十八から第三条の三十九まで、</u>第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、<u>第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、</u>第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p>	<p>(準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、<u>第42条、</u>第60条の11、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p>	<p>(準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2、</u>第35条から第37条まで、第39条、第41条から<u>第42条まで、</u>第60条の11、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第百十八条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身</p>	<p>第139条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身</p>	<p>第139条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身</p>	

<p>体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>（運営規程）</p>	<p>体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3)（略）</p> <p>7 （略）</p> <p>（運営規程）</p>	<p>体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3)（現行のとおり）</p> <p>7 （現行のとおり）</p> <p>（運営規程）</p>	<p>従う（基準省令第1条第6号）</p>
<p>第百二十五条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十 （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第百二十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第147条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで （現行のとおり）</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(10)</u> （現行のとおり）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第147条 （現行のとおり）</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>
<p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた</p>	<p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ</p>	<p>同上</p>

<p><u>めに必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第149条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 地域密着型特定施設従業員の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>るために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第149条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(8)まで (現行のとおり)</p> <p>(9) 地域密着型特定施設従業員の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p> <p>記録の保存期間に係る改正</p>
---	---	---	---

<p>(準用)</p> <p>第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、<u>第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、<u>第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</u></u></u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(3) <u>前項第9号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>(削る。)</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	
<p>第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p>	<p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>

一～三 (略)	(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (現行のとおり)
四 栄養士又は管理栄養士 一以上	(5) 栄養士 1以上	(5) 栄養士又は管理栄養士 1以上
五・六 (略)	(6)及び(7) (略)	(6)及び(7) (現行のとおり)
2 (略)	2 (略)	2 (現行のとおり)
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)</u> にユニット型指定介護老人福祉施設(札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第67号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。))第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、 <u>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4～7 (略)	4から8まで (略)	4から8まで (現行のとおり)

<p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u></p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>三 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>四 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p>	<p>9 第一項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病床数が100以上の病院 <u>栄養士</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p>	<p>9 第一項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する者を置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病床数が100以上の病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p>	
<p>9～17 (略)</p>	<p>10から14まで (略)</p> <p>15 第一項第2号の医師及び同項第7号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計額を基礎として算出しなければならない。この場合における</p>	<p>10から14まで (現行のとおり)</p> <p>15 第一項第2号の医師及び同項第7号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計額を基礎として算出しなければならない。この場合における</p>	<p>規定整備</p>

<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>介護支援専門員の数は、同号の規定に<u>関わらず</u>、その入所者の数を100で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>介護支援専門員の数は、同号の規定に<u>かかわらず</u>、その入所者の数を100で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	
<p>第百三十七条 (略)</p>	<p>第159条 (略)</p>	<p>第159条 (現行のとおり)</p>	
<p>2～5 (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p>	
<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>従う(基準省令第1条第6号)</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>	<p>7 (現行のとおり)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>	
<p>第百三十八条 (略)</p>	<p>第160条 (略)</p>	<p>第160条 (現行のとおり)</p>	
<p>2～5 (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p>	
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。))をい</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。))をい</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>

<p>う。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>		<p>う。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	
<p>7～12 (略)</p>	<p>7から12まで (略)</p>	<p>7から12まで (現行のとおり)</p>	
<p>(栄養管理)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(栄養管理)</p>	<p>同上</p>
<p>第百四十三条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>		<p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者</p>	
<p><u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p>		<p><u>等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	
<p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>同上</p>
<p>第百四十三条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>		<p>第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者</p>	
<p><u>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>		<p><u>等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>	
<p>第百四十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に</p>	<p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に</p>	<p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に</p>	
<p>掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定</p>	<p>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を</p>	<p>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を</p>	
<p>めておかななければならない。</p>	<p>定めておかななければならない。</p>	<p>定めておかななければならない。</p>	
<p>一～七 (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p>	
<p>八 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(8) <u>虐待の防止のための措置</u></p>	<p>同上</p>
<p>九 (略)</p>	<p>(8) (略)</p>	<p>(9) (現行のとおり)</p>	
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	
<p>第百四十九条 (略)</p>	<p>第171条 (略)</p>	<p>第171条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、そ</p>	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、従業者</p>	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、従業者</p>	<p>従う(基準省令第</p>
<p>の資質の向上のための研修の機会を確保しなければなら</p>	<p>に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな</p>	<p>に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな</p>	<p>1条第3号)</p>

<p>ない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>なければならない。</p>	<p>なければならない。その際、当該設置者は、<u>全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第百五十一条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第173条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第173条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介</p>	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、従</p>	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、従</p>	<p>従う（基準省令第1条第6号）</p>

<p>護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	
<p>第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第8号)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2から4まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	<p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p>(8) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p>

<p>(準用)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に  (1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u>  (2) (略)  (3) <u>前項第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u>  (準用)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に  (1) 前項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u>  (2) (現行のとおり)  (削る。)  (準用)</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p>
<p>第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、<u>第三</u>  <u>条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、<u>第三</u></u>  <u>条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、<u>第三</u></u>  <u>条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三</u>  <u>十二条及び第三十四条第一項から第四項までの規定は、</u>  指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ  の場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に  規定する運営規程」とあるのは「<u>第百四十八条に規定する</u>  <u>重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第三条の三十の二第二</u>  <u>項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第</u>  <u>一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従</u>  <u>業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指</u>  <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際</u>  <u>し、</u>」とあるのは「<u>入所の際に</u>」と、同条第二項中「指定  居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合  であって必要と認めるときは、<u>要介護認定</u>」とあるのは  「<u>要介護認定</u>」と、第二十八条第二項中「この節」とある  のは「<u>第七章第四節</u>」と、第三十四条第一項中第三十四条</p>	<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29  条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60  条の15及び第60条の17(第5項を除く。)の規定は、指定  地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場  合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29  条、<u>第33条の2</u>、第35条、第37条、第39条、<u>第41条の2</u>、  第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17(第5項  を除く。)の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に  ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替え  は、規則で定める。</p>	

<p>第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p>			
<p>第百六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員は、<u>原則として10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(2)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>2から7まで (現行のとおり)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>
<p>第百六十二条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも</p>	<p>第184条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ</p>	<p>第184条 (現行のとおり)</p> <p>2から7まで (現行のとおり)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも</p>	<p>従う(基準省令第1条第6号)</p>

<p>のとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>のとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二・三 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>9 (現行のとおり)</p> <p>(運営規程)</p>	
<p>第百六十六条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(10) (現行のとおり)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p>
<p>第百六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第189条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第189条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p>	
<p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ</u></p>	

が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百六十九条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三  
条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十  
の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、  
第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三  
十二条、第三十四条第一項から第四項まで、第百三十三  
条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、第  
百四十三条から第百四十七条まで及び第百五十一条から  
第百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型  
介護老人福祉施設について準用する。この場合において、  
第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規  
程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関す  
る規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三  
十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号  
中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの  
は「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・  
随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるの  
は「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が  
利用者に対して行われていない等の場合であって必要と  
認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、  
第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」  
と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知  
見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」と  
あるのは「二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」と

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29  
条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60  
条の15、第60条の17（第5項を除く。）、第155条から第  
157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで  
及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定  
地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場  
合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

り従業者の就業環境が害されることを防止するための方  
針の明確化その他の必要な措置を講じなければならな  
い。

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29  
条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、  
第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17（第5項を  
除く。）、第155条から第157条まで、第160条、第163条、  
第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの  
規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に  
ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替え  
は、規則で定める。

規定整備

あるのは「第百六十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十九条」と、同条第七号中「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五十五条第三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十五条第二項」と、同項第三号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第百七十一条 (略)

2～10 (略)

(従業者の員数等)

第193条 (略)

2から7まで (略)

8 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの

(従業者の員数等)

第193条 (現行のとおり)

2から7まで (現行のとおり)

8 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援

規定整備

	<p>(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p> <p>9及び10 (略)</p>	<p>を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p> <p>9及び10 (現行のとおり)</p>	
<p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 (略)</p>	<p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12から14まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12から14まで (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>同上</p>
			<p>参酌(基準省令第1条第8号)</p> <p>※市独自基準</p>

<p>(7)から(10) (略)</p> <p>(11)看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第6号に掲げる記録 <u>その</u> <u>完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前項第11号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(7)から(10) (略)</p> <p>(11)看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第6号に掲げる記録 <u>その</u> <u>完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前項第11号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(7)から(10) (現行のとおり)</p> <p>(11)看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号、<u>第6号及び第11号</u>に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(削る。)</p> <p>(準用)</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p>
<p>第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、<u>第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、<u>第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで及び第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある</u></u></u></p>	<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u></p>	<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u></p>	<p>規定整備</p>

のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「第七十一条第十三項」と、第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>（従業者の員数）</p> <p>第八条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十四条第六項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十四条第六項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第十条第一項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業及び共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護の利用者を含む。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条、第153条又は第232条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第209条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業及び共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護の利用者を含む。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条、第153条又は第232条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第209条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>第211条第1項ただし書において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業及び共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護の利用者を含む。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条、第153条又は第232条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>従う（基準省令第1条第1号）</p>

<p>知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第七十条又は指定地域密着型サービス基準第九十条、第一百十条若しくは第百三十一条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>			
<p>2 (略) (管理者)</p>	<p>2 (略) (管理者)</p>	<p>2 (現行のとおり) (管理者)</p>	
<p>第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本</u>体事業所等の職務に従事することとしても差し支えな</p>	<p>第211条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、<u>又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>第211条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させ、<u>又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の他の職務及び同一敷地内にあ</u>る他の本体事業所等の職務に従事させることができる。</p>	<p>同上</p>

<p>い。</p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第215条 第10条から第14条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の7、第60条の11、第60条の13から第60条の18まで、第74条及び第80条の規定は、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p> <p>第215条 第10条から第14条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第54条、第60条の7、第60条の11、第60条の13から第60条の18まで、第74条及び第80条の規定は、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第四十四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>第219条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>第219条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合においては、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定居宅サービスの事業その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。))のうち当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。))のうち当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型

従う(基準省令第1条第1号)

規定整備

項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8～13 (略)

(心身の状況等の把握)

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第四十四条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十六条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保

居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8から13まで (略)

(心身の状況等の把握)

第224条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第219条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第228条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8から13まで (現行のとおり)

(心身の状況等の把握)

第224条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第219条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第228条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス

参酌(基準省令第1条第6号)

<p>健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第十一条から第十五条まで、第二十一条、第二十三條、第二十四条、第二十六条、第二十八条、<u>第二十八條の二</u>、第三十一条から第三十九条まで(第三十七條第四項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七條に規定する運営規程」とあるのは「第五十七條に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第二十八條第三項及び第四項、第二十八條の二第二項、第三十一条第二項第一号及び第三号、第三十二條第一項並びに第三十七條の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十六條第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と、第三十九條第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(準用)</p> <p>第226条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第89条から第91条まで、第95条、第96条、第100条から第105条まで、第107条及び第108条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第232条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護予防認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従</p>	<p>又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第226条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33條の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第89条から第91条まで、第95条、第96条、第100条から第105条まで、第107条及び第108条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第232条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症</p>	<p>規定整備</p>
<p>第七十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員</p>	<p>第232条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護予防認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従</p>	<p>第232条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護予防認知症対応型共同生活介護従業者 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護予防認知症対応型共同生活介護従</p>	<p>従う(基準省令第1条第1号)</p>

数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十三条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認

業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができ

<p>知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p>			
<p>2～4 (略)</p>	<p>2から4まで (略)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり)</p>	
<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、第240条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。</p>	<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、第240条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。</p>	<p>同上</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6から8まで (略)</p>	<p>6から8まで (現行のとおり)</p>	
<p>9 第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に</p>	<p>(新設)</p>	<p>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以</p>	<p>同上</p>

<p>については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>		<p>下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>	
<p>10・11 (略)</p>	<p>9 (略)</p>	<p>10 (現行のとおり)</p>	
<p>(管理者)</p>	<p>10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業及び指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業及び指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>規定整備</p>
<p>第七十一条 (略)</p>	<p>第233条 (略)</p>	<p>第233条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上</p>	<p>従う(基準省令第</p>
<p>支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p>		<p>支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p>	<p>1条第1号)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第71条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第71条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	

<p>第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>一以上三以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、一又は二）</u>とする。</p>	<p>第235条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その入居定員（当該共同生活住居において、同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次項及び第238条において準用する第125条において同じ。）の総数は、24人以下とする。</p>	<p>第235条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その入居定員（当該共同生活住居において、同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次項及び第238条において準用する第125条において同じ。）の総数は、24人以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、18人以下）とする。</p>	<p>標準（基準省令第1条第5号）</p>
<p>2～7 （略） （身体的拘束等の禁止）</p>	<p>2から7まで （略） （身体的拘束等の禁止）</p>	<p>2から7まで （現行のとおり） （身体的拘束等の禁止）</p>	
<p>第七十七条 （略）</p>	<p>第236条 （略）</p>	<p>第236条 （現行のとおり）</p>	
<p>2 （略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 （略） （管理者による管理）</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) （略） （管理者による管理）</p>	<p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) （現行のとおり） （管理者による管理）</p>	<p>従う（基準省令第1条第4号）</p>
<p>第七十八条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、</p>	<p>第237条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは他の地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居</p>	<p>第237条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは他の地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、</p>	<p>1条第6号） 参酌（基準省令第1条第6号）</p>

病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条の二、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十九条まで（第三十七条第四項及び第三十九条第五項を除く。）、第五十六条、第五十八条の二及び第六十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十八条の二第二項、第三十一条第二項第一号及び第三号、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十六条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第238条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第60条の11、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）、第100条、第103条、第105条、第115条から第117条まで及び第123条から第128条までの規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第238条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17（第5項を除く。）、第100条、第103条、第105条、第115条から第117条まで及び第123条から第128条までの規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

規定整備

<p>第八十六条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>一 <u>外部の者による評価</u></p> <p>二 <u>前条において準用する第三十九条第一項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第239条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>第239条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>前条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>3から5まで (現行のとおり)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第6号)</p>
--	--	---	-----------------------

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>第九章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第百八十三条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項（第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第百十六条第一項及び第百三十五条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等</p>	<p>第13章 雑則 (新設)</p>	<p>第13章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第243条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第13条（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。）、第116条第1項（第238条において準用する場合を含む。）、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚</p>	<p>参酌（基準省令第1条第8号）</p>

の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第243条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（平成30年3月31日までの間における病院等から転換して開設された指定地域密着型介護老人福祉施設に係る特例）

第7条 平成36年3月31日までの間に、一般病床（医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下この条において同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室の面積については、第154条第1項第7号ア本文の規定にかかわらず、食堂については1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室については40平方メートル以上の面積を有しなければならない。

2 平成36年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して指定地域

によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（委任）

第244条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（令和6年3月31日までの間における病院等から転換して開設された指定地域密着型介護老人福祉施設に係る特例）

第7条 令和6年3月31日までの間に、一般病床（医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下この条において同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室の面積については、第154条第1項第7号ア本文の規定にかかわらず、食堂については1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室については40平方メートル以上の面積を有しなければならない。

2 令和6年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して指定地域

規定整備

同上

密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室の面積については、第154条第1項第7号ア本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

3 平成36年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅については、第154条第1項第8号及び第182条第5項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（両側に居室又はユニットその他の設備が配置されている廊下の幅は、1.6メートル以上）とする。

第11条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設

密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室の面積については、第154条第1項第7号ア本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (現行のとおり)

3 令和6年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅については、第154条第1項第8号及び第182条第5項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（両側に居室又はユニットその他の設備が配置されている廊下の幅は、1.6メートル以上）とする。

(令和6年3月31日までの間に病床等を転換して行う事業に係る特例)

第11条 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設

同上

同上

同上

	<p>(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第131条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>第12条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第133条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第131条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>第12条 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第133条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>同上</p>
--	---	---	-----------